

令和 2 年 2 月 1 4 日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益財団法人日本プロスポーツ協会に対する命令について

目 次

命令の概要	1
行政庁から法人に対する命令書	2
公益法人の監督措置について	8



内閣府

令和2年2月14日
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益財団法人日本プロスポーツ協会に対する命令について

令和元年11月22日、行政庁（内閣総理大臣）は、公益財団法人日本プロスポーツ協会に対し、令和2年1月31日を期限として、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「法」という。）第28条第1項の規定による勧告を行いました。

同法人においては、正当な理由なく、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるため、行政庁は本日付けで、同法人に対し、法第28条第3項の規定による命令を行いましたので、公表します。

この命令は、行政庁から内閣府公益認定等委員会への諮問（法第43条第1項）に対する、同委員会の答申に基づき行政庁が行うものです。

（命令の概要）

公益法人として法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な（中略）技術的能力」を回復するため、以下の措置を講じること。

- （1）理事を牽制・監督するという評議員本来の役割を果たし得る評議員を、速やかに選任すること。
- （2）今後理事が法令に基づく役割を十分に果たすことができるよう、不適切な法人運営という今般の事態を招いた理事の責任の所在を明らかにし、それに応じた適切な措置を講じること

等

【本件問合せ先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室
見次、中島

TEL：5403-9530（直通）

FAX：5403-0231

公益財団法人日本プロスポーツ協会
代表者 島村 宜伸 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三

命 令 書

貴法人は、正当な理由なく、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第28条第1項の勧告に係る措置を講じていないと認められますので、公益認定法第28条第3項の規定に基づき、下記の措置をとるよう命じます。

記

1 命令年月日

令和2年2月14日

2 命令の内容

貴法人において、公益認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な（中略）技術的能力」を回復するため、以下の措置を講じること。

- (1) 理事を牽制・監督するという評議員本来の役割を果たし得る評議員を、速やかに選任すること。
- (2) 貴法人の加盟団体であった一般社団法人日本野球機構（以下「日本野球機構」という。）が貴法人からの脱退通知に当たって指摘した、貴法人の組織運営やコンプライアンス上の問題に対する説明責任を徹底するため、現行法令や貴法人の組織・運営に即した対応方針を策定し、ホームページで公表するなど対外的に表明すること。
- (3) 今後理事が法令に基づく役割を十分に果たすことができるよう、不適切な法人運営という今般の事態を招いた理事の責任の所在を明らかにし、それに応じた適切な措置を講じること。
- (4) 令和2年2月26日17時までに、上記（1）から（3）までの措置について必要な措置を講じた上で、その内容を行政庁に報告すること。

3 不利益処分の根拠となる法令の条項

公益認定法第28条第3項

4 不利益処分の原因となる事実

貴法人が、評議員会の承認を受けた平成29年度及び同30年度の計算書類を当行政庁に提出していないこと、日本野球機構が、令和元年9月9日、貴法人の組織運営やコンプライアンス上の問題を理由に、貴法人に脱退を通知したと発表したことなどを契機として、公益認定等委員会は、公益認定法第27条第1項及び第59条第1項の規定に基づき、令和元年9月10日付け府益担第500号・府益第324号により貴法人に報告を求め、同月30日付けで報告書の提出を受けるなど、事実確認を行い、この結果を踏まえ、同年11月22日、当行政庁に対して同法第46条第1項の規定による勧告を行った。

当行政庁は、当該勧告に基づき、同日付け府益担第918号により貴法人に対して公益認定法第28条第1項の規定による勧告を行い、令和2年1月31日付けで報告書（以下「報告書」という。）の提出を受けた。

報告書により、貴法人が、勧告に係る措置を講じているかについて審査した結果、以下の事実が認められた。

(1) 理事を牽制・監督するという評議員本来の役割を果たし得る体制を構築したとは認められないこと

当行政庁は、「評議員会の規模の適正化を図り、その人選を見直すことなどにより、理事を牽制・監督するという評議員本来の役割を果たし得る体制を構築すること」を勧告した。

当該勧告を踏まえ、貴法人は、定款変更を行い、評議員の定数を「5名以上15名以内」とするとともに、評議員の選任及び解任方法を見直し、評議員会が選任した委員で構成される評議員選定委員会が評議員を選任及び解任する方法とした旨、報告書において説明している。

一方、勧告においては、「各加盟団体にあつては下位にある者が評議員として、その上位者である理事を牽制・監督するという体制」であること等を理由として指摘した上で、上記の「体制を構築すること」までを求めており、少なくとも新しい評議員を選任することは当然として、これらの評議員が理事を牽制・監督するという本来の役割を果たし得ることについても、報告書において、具体的な説明を尽くすことが必要であるところ、現時点においては、新しい評議員の選任にさえ至っていない。

このため、貴法人が本勧告事項を踏まえた措置を講じたとは認められない。

なお、貴法人における見直し後の評議員の選任方法によれば、新しい評議員の選任には、①評議員会による評議員選定委員会の委員の選任、②評議員会及び理事会による評議員選定委員会への評議員候補の推薦、③評議員選定委員会による評議員の選任が必要になるところ、定款変更にあたり、令和2年1月14日に評議員会を開催したものの決

議に至らず、同月28日に評議員会を再度開催して決議された経緯も踏まえると、上記①から③までの手続を速やかに行うことができるか疑問があり、新しい評議員の選任の見通しが立っているとも、認められない。

(2) コンプライアンス上の問題への対応方針を適切に策定したとは認められないこと

当行政庁は、「日本野球機構が脱退通知に当たって指摘した、当該法人の組織運営やコンプライアンス上の問題に対する説明責任を徹底するため、当該法人としての対応方針を、ホームページで公表するなど対外的に表明すること」を勧告した。

当該勧告を踏まえ、貴法人は、対応方針として「行動基準」及び「内部統制に関する基本方針」を策定し、ホームページで公表するとともに、新たに設置される倫理委員会を通じて引き続きコンプライアンスの強化を図っていくこと、当該対応方針については、より現状に即した形を目指して、当該倫理委員会において今後引き続き検討を重ねていく旨、報告書において説明している。

この点、勧告においては、「当該法人の組織運営やコンプライアンス上の問題に対する説明責任を徹底する」という目的を明示した上で措置を求めているところ、貴法人も報告書において言及しているとおおり、当該対応方針において、「役員の違反については、民法や（中略）寄付行為により処分される。」という旧法令を前提とした規定（行動基準）や「経営会議や業務執行役員会」という貴法人における位置付けが不明確な組織の存在を前提とした規定（内部統制に関する基本指針）など、現行法令や貴法人の組織・運営に即していない規定が散見され、往時の法令に基づくものを含め他法人の規程類を精査することなく、貴法人の基準・基本方針としてそのまま定めたようにみられるなど、貴法人が本勧告事項を適切に踏まえた措置を講じたとは認められない。

(3) 理事が法令に基づく役割を十分に果たしているとは認められないこと

当行政庁は、「理事は、法令に基づく役割を十分に果たすこと」を勧告したところ、下記(ア)から(エ)までを踏まえると、理事が法令に基づく役割を十分に果たしているとはいえないことから、この点でも、勧告を踏まえた措置を講じているとは認められない。

(ア) 上記(1)及び(2)のとおり、勧告を踏まえた措置を講じたとは認められない事項があること

(イ) 当行政庁は、「理事の責任において、早急に、評議員会を開催するとともに、その承認を受けた上で平成29年度及び同30年度の計算書類を行政庁に提出すること」を勧告したところ、貴法人は、令和2年1月14日の評議員会において承認を受けたにもかかわらず、期限である同月31日までに計算書類を当行政庁に提出していない（同年2月5日提出）こと

(ウ) 評議員が理事を牽制・監督する体制を構築するよう勧告されたにもかかわらず、なお、評議員選定委員会の委員を理事会が選任するという、牽制・監督される立場の理事が評議員の選任を実質的に左右する選任方法を、理事会承認案として評議員会に提案した

こと

(エ) 報告書においては「理事一人一人が深く反省し、このような事態が再度起きることの無いよう誓っております」、「改めて役割を再確認し、評議員会開催に向けて尽力いたしました」、「今後新たな評議員のもとで理事が選任されることとなりますが、コンプライアンスを重視し、理事会が本来果たすべき機能、すなわち、評議員会の開催、業務執行に関する意思決定、並びにガバナンスの強化を、新体制において確立してまいります」と言及するにとどまり、新体制において理事が法令に基づく役割を十分に果たす出発点となるはずの、不適切な法人運営という今般の事態を招いた理事の責任の所在を不明確にしたまま、その具体的な総括がないこと

また、本命令に先立って貴法人が行った行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号に基づく弁明において、貴法人は、新しい評議員の選任の見通しなどについて説明しているが、これらの措置は、現時点において講じられているものではなく、また、今後確実に講じられる見通しが立っているとも認められない。

したがって、上記（1）から（3）までに掲げる内容を踏まえると、正当な理由がなく、公益認定法第28条第1項の勧告に係る措置を講じていないと認められる。

5 是正又は改善措置等の報告

上記命令に係る措置を講じ、その内容を別紙報告様式により内閣府大臣官房公益法人行政担当室に報告すること。

なお、この命令に従わないときは、公益認定法第29条第1項第3号の規定に基づき、公益認定を取り消すことがあり得る。

6 報告期限及び報告方法

上記2（4）に記載の期限までに、内閣府大臣官房公益法人行政担当室に到達するよう、書面により報告すること。

(注) 今回の命令について不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条、第4条、第18条及び第19条の規定に基づき、命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により内閣総理大臣に対して審査請求をすることができる。

また、今回の命令の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定に基づき、命令があったことを知った日から起算して6か月以内に、国を被告として命令の取消しの訴えを提起することができる。

【参考1】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号) (抄)

(勧告、命令等)

第28条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 (略)

3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 (略)

(公益認定の取消し)

第29条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二 前節の規定を遵守していないとき。

三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

3～7 (略)

【参考2】公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)(平成20年4月(平成31年3月改定)内閣府公益認定等委員会)(抜粋)

I 公益法人認定法第5条等について(公益社団法人・公益財団法人関係)

2. 認定法第5条第2号関係<経理的基礎及び技術的能力>

《技術的能力》

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な」「技術的能力」とは、事業実施のための技術、専門的人材や設備などの能力の確保とする。

(略)

事業に必要な技術的能力は、法人自らが全てを保有していることを求めているものではない。しかし、実態として自らが当該事業を実施しているとは評価されない程度にまで事業に必要な資源を外部に依存しているときには、技術的能力を備えていないものと判断される場合もありうる。

<本件担当者> (照会先、報告を書面により提出する際の送付・連絡先)
内閣府大臣官房公益法人行政担当室
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階

公益法人の監督措置について

